

エコチューニング事業者の皆様へ

エコチューニング コンサルタント保険

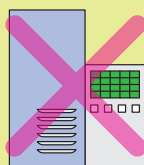
エコチューニングの計画・実践指導に不備があり他人の財物に損壊を与えたなどの賠償事故を幅広く補償する制度です。

賠償責任保険普通保険約款＋生産物特別約款＋追加特約
(全国ビルメンテナンス協会・エコチューニング（コンサルティング）業務用)

空調設定の操作手順を誤って実践指導したことにより、設備が爆発し、ケガをさせた。



事故例



誤った操作手順のエコチューニング計画を立てたことにより、温度が急激に上がり、テナントの冷蔵品が損傷した。

本制度は、
全国ビルメンテナンス協会が
保険契約者となり、
各エコチューニング事業者を被保険者として
共栄火災海上保険株式会社と保険契約の締結を行います。

●お問い合わせ先●

一般財団法人 全国中小企業共済財団（全共済）

〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-4-12 TEL.03-3264-1511 FAX.03-3239-1978

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5F
TEL.03-3805-7560 FAX.03-3805-7561



補償期間

2025年3月1日から1年間

○補償期間中に途中で申込をされた場合は、翌月1日の午後4時から2026年3月1日の午後4時までの補償とします。

○中途加入の際には、前月の10日までに加入依頼書をご提出ください。

支払限度額と年間保険料

財物損壊を伴わない使用不能損害

財物支払限度額の10%または1,000万円のいずれか低い額

生産物 賠償責任 保 険

身体：1名 1億円
1事故 1億円

財物：1事故 1億円 使用不能損害：1,000万円(A)

身体：1名 1億円
1事故 3億円

財物：1事故 3億円 使用不能損害：3,000万円(B)

身体：1名 2億円
1事故 5億円

財物：1事故 5億円 使用不能損害：5,000万円(C)

年 間 保 険 料

(A)：36,000円

(B)：42,000円

(C)：48,000円

※上記補償に対し、1事故につき50,000円の免責金額(自己負担額)が適用されます。

加入手続き について

加入依頼書を全
国ビルメンテナ
ンス協会へ送付
してください。

保険料は

ご加入の際にお
支払ください。

ご加入後に

「加入者証」をご
送付しますので、
大切に保管くだ
さい。

次のような場合には、
保険金支払の
対象となりませんので
ご注意ください。

補償対象とならない主な損害

1 エコチューニング業務に
よる経費削減効果が表れ
なかったことによる損害

2 加入事業者の故意

3 地震・噴火・洪水・津
波などの天災、戦争・暴
動などに起因する事故

4 他人との契約に
より加重された
賠償責任

5 加入事業者の使用
人の業務従事中の
身体障害

お支払いする保険金の種類

この保険でお支払いする保険金には、次のものがあります。

	保 険 金 の 種 類		支 払 方 法
賠償金	① 損害賠償金	被保険者が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額	被害者へ賠償債務を弁済したときに、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
	② 損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用	①と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
費用 損害	③ 応急手当等費用	損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかったことが判明した場合に、応急手当、護送、診療、治療、看護、その他の緊急措置に要した費用および保険会社の書面による同意を得て支出した費用	
	④ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停等に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。ただし、①の金額が支払限度額を超えた場合には、その割合に応じてお支払いします。
	⑤ 保険会社への協力費用	保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。
	⑥ 示談交渉費用	被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。

- ※ 1 ①の保険金には、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。被保険者が被害者へ損害賠償金を支払うことによって、取得するものがあるときは、その価額を差し引いた額とします。
- ※ 2 ①の保険金請求権については、被害者に先取特権があります。被害者に①の保険金が支払われた場合、②および③にてお支払いする金額は、支払限度額から被害者に支払われた保険金を差し引いた額を上限にお支払いします。
- ※ 3 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

ご加入にあたっての注意点

- このパンフレットは、概要を説明したものです。ご不明な点につきましては、取扱代理店、または幹事保険会社にお問い合わせください。
- ご加入の際には、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- ご加入者には、ご加入に際し、保険会社が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では、加入依頼書に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。
- ご加入後に、加入依頼書の記載内容に変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店、または引受幹事保険会社にご通知ください。
- 個々のエコチューニング契約を特定したり、新たに通知いただく必要はありませんが、事故発生時にはエコチューニング（コンサルティング）契約書、エコチューニング実践計画書など、業務内容、および請負関係が分かる書類をご提出いただくこととなります。
- 他の賠償責任保険契約等から保険金、または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。
- 賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金（費用保険金は除きます。）について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利（先取特権）を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。
- この保険は、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会を保険契約者、エコチューニング事業者の方を保険の補償を受けられる方（「被保険者」といいます。）とする保険契約です。
- この保険は複数の保険会社による共同保険契約です。各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 契約内容の詳細については、取扱代理店、または引受幹事保険会社にお問い合わせください。また、ご加入に際してはこのパンフレットを熟読願います。

保険金をお支払いできない主な場合

直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害については保険金をお支払いできません。

- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意によって生じた賠償責任
- (2) 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- (3) 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- (4) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- (5) 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- (6) 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒擾、労働争議に起因する賠償責任
- (7) 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する賠償責任
- (8) 排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任
- (9) サイバー攻撃により生じた事象に起因して負担する賠償責任

など

●このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入の際は、重要事項説明書を必ずご一読ください。ご不明な点については、取扱代理店または引受幹事保険会社にお問い合わせください。

もし事故が起きた時は

万一事故が発生したときは、すみやかに取扱代理店または引受幹事保険会社にご連絡ください。

先取特権について

賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金（費用保険金は除きます。）について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利（先取特権）を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。

◎ 示談金額を決定する場合には必ず事前に引受幹事保険会社にご連絡ください。事前にご連絡がないまま示談交渉されますと、支払われた（または支払う予定の）損害賠償金の全部または一部について、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

取扱代理店

一般財団法人 全国中小企業共済財団

平河商事株式会社（幹事代理店）

東京都千代田区平河町1-4-12 電話03-3264-6493

引受保険会社

幹事保険会社

共栄火災海上保険株式会社

本店営業部 営業第一課

東京都港区新橋1-18-6 電話03-3504-2956

非幹事保険会社

東京海上日動火災保険株式会社